

特定非営利活動法人 日本ポーテージ協会

ポーテージ相談員関連規程集



2021 年 6 月

はじめに

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会『相談員関連規程集』について

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会は、ポーテージプログラム（総称）を用いて、「地域のどこに住んでいても気軽に早期からの発達相談が受けられるシステム」を構築するために 1985 年に設立され、今年で創立 36 周年を迎えました。

この間に全国各地で結成された支部は、2021 年 6 月現在で 49 支部を数え、それぞれの支部が地域の拠点として、地域の実情に合わせてポーテージ発達相談等の活動を展開しています。

こうしたなかで 2020 年 4 月には、リニューアル版『ポーテージ早期教育プログラム-0 歳から家庭でできる発達支援ガイド』を刊行いたしました。現在では、『インクルージョン保育のためのグループ指導カリキュラム』の改訂にも着手をしています。

近年では、福祉分野で児童発達支援に係わる団体や支援員の方々のご利用が益々増えていますが、発達が気がかりな子どもの早期からの発達支援や相談活動に携わる皆様が、ポーテージ発達相談等の活動を円滑に進められるように、この度ポーテージ発達相談等に関する規程をさらに包括的に見直し、『相談員関連規程集』として改正・整備を行いました。

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会の活動に関わるすべての皆様におきまして、適宜にご活用くださいますようにお願い申し上げます。

2021 年 6 月 1 日

認定 NPO 法人日本ポーテージ協会
会長 清水 直治

目 次

1. NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談員 Q&A
2. NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談員倫理綱領
3. 『個人情報保護法』への準拠対応についての内規
4. NPO 法人日本ポーテージ協会の相談事業規程

< 契 約 相 談 員 >

5. NPO 法人日本ポーテージ協会 契約相談員に関する規程
6. NPO 法人日本ポーテージ協会の行うポーテージ相談の委嘱に関する契約をした相談員の割引制度
7. NPO 法人日本ポーテージ協会 相談事業料金一覧
8. 「ポーテージ相談事業」及び「ポーテージ相談スーパーバイジング事業」の交通費について
9. 契約相談員および契約に関する様式類

< 認 定 相 談 員 >

10. NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員の審査に関する規程
11. NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員の審査にあたっての実施細則
12. NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員更新のための研修会一覧
13. 認定相談員の申請、更新に関する様式類

< 認 定 ス 一 パ 一 バ イ ザ 一 >

14. NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談認定スーパーバイジング制度規程
15. NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談認定スーパーバイザーの審査に関する規程
16. NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談スーパーバイジング事業料金一覧
17. 認定スーパーバイザーの活動、審査、契約に関する様式類

< ポ 一 テ 一 ジ 相 談 を 行 う 団 体 >

18. NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談を行う団体に関する規定
19. 団体会員入会・継続申込書

NPO 法人日本ポーテージ協会

ポーテージ相談員 Q&A

Q1. ポーテージ相談員の資格について教えてください。

A1. NPO 法人日本ポーテージ協会（以後、本協会という）より、一定の手続きのもとで認定された相談員を「認定相談員」と呼んでいます。認定相談員は、「ポーテージ相談認定スーパーバイザー（以後 認定スーパーバイザーという）」等の助言・指導を受けることなく、自己の責任において独立して、『ポーテージ早期教育プログラム』を用いたポーテージ相談及びこれに準じた発達支援活動を行うことができます。

「ポーテージ早期教育プログラム初級研修セミナー」（以後「初級セミナー」という）あるいは「ポーテージ早期教育プログラム中級研修セミナー」（以後「中級セミナー」という）の受講修了証を有する人は、認定スーパーバイザーや認定相談員の助言・指導を受けながら、『ポーテージ早期教育プログラム』を用いたポーテージ相談及び発達支援活動を行うことができます。助言・指導に当たる認定スーパーバイザーや認定相談員に関しては、日本ポーテージ協会にお問い合わせください。（詳しくは ⇒「NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談認定スーパーバイジング制度規程」参照）

Q2. 認定相談員になるためにはどうすればよいか教えてください。

A2. 中級セミナーの受講修了証を取得後、一定の要件を満たせば認定相談員の資格を取得するための審査を請求することができます。なお、認定相談員資格認定のための審査委員会は原則として年 2 回（毎年 6 月および 12 月頃）開催されます。審査委員会の開催時期等についてでは、『Portage Post』や本協会のホームページ等でお知らせしています。（詳しくは ⇒「NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員の審査に関する規程」参照）

審査委員会で適格であるとされ、理事会で承認されることによって、認定相談員としての認定証が交付されます。

ポーテージ相談を行う方は、ぜひ認定相談員になるようお願いいたします。

Q3. 認定相談員の審査を請求できる要件とはどんなことですか？

A3. ①本協会の執行会員であること、②中級セミナーの受講書を取得後 1 年以上経過しており、その間に、『ポーテージ早期教育プログラム』を 6 カ月以上適用した臨床経験が 2 事例以上あることが求められます。（詳しくは ⇒「NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査に関する規程」参照）

Q4. 認定相談員の審査の内容について簡単に教えてください。

1. ポーテージ相談員 Q & A

A4. 所定の様式にしたがって記載された内容 『ポーテージ早期教育プログラム』を用いた2事例の報告書、実施した課題分析や活動チャートなど)について、資格認定のための審査委員会が書類審査を行います。(詳しくは⇒「NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員の審査にあたっての実施細則」参照)

Q5. 認定を受ける場合は費用がかかりますか?

A5. 認定相談員の資格審査を受けて、審査委員会によって適格とされ、さらに理事会で承認されると、「認定相談員認定証」の交付とともに、資格認定料として 10,000 円を納入していただきます。また、5年ごとの更新の際には、資格更新認定料として 5,000 円を納入していただきます。

Q6. 認定相談員にはどんな義務や特典がありますか?

A6. 認定相談員は本協会の執行会員でなくてはなりません。

また認定相談員は、その資質の維持と向上のため、認定相談員資格の更新までの 5 年間に、本協会が主催する研修会などに 2 度以上参加しなくてはなりません。(詳しくは⇒「NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員の審査に関する実施細則」Ⅲ、「NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員更新のための研修会一覧表」参照)。これらの研修は認定相談員資格更新のための必修研修になっています。

認定相談員は、いまだ認定相談員の資格を持たないポーテージ相談員が行うポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動において、助言・指導を行うことができます。そして、ポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格を取得するための審査を請求することができます。

(詳しくは⇒「NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員の審査に関する規程」「NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談認定スーパーバイジング制度規程」、「NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談認定スーパーバイザーの審査に関する規程」参照)

Q7. 認定相談員の資格は一度取ればずっと有効ですか?

A7. いいえ。認定相談員の資格は5年ごとの更新が必要です。更新の申請は、資格取得後または前回の更新後 5 年間に本協会が定める必修研修を修了し、「NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員資格更新申請書」に、この期間内のポーテージプログラムを用いた臨床活動報告 1 事例を添えて審査委員会に提出します。(詳しくは⇒「NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員の審査に関する実施細則」Ⅲ参照)

Q8. 認定相談員の資格の更新の時期が来ましたが、家庭の事情で忙しく、更新の手続きができません。資格は取り消しになってしまふのでしょうか?

1. ポーテージ相談員 Q & A

A8. 1年間の更新猶予の制度があります。「NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員資格更新猶予申請書」に理由を記入して審査委員会に提出してください。猶予期間は次の更新期間から差し引かれます。なお猶予申請は連続して2回までを限度とします。 (詳しくは⇒「NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員の審査に際しての実施細則」Ⅲ参照)

Q9. 私は認定相談員ですが、職場が変わり、現在ポーテージ相談を行っていません。更新時期になりましたが「認定相談員資格更新申請書」に添える1事例の報告書を提出することができません。認定相談員の資格の更新はできますか。

A9. 更新していただけます。先ず本協会が定めた必修研修を修了して下さい。「NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員資格更新申請書」の所定の欄に現在ポーテージ相談を行っていない理由を記入し、必修研修として参加した認定相談員事例研究会で協議した内容についてのレポート等を添え、審査委員会に提出してください。審査委員会で審査します。(詳しくは⇒「NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員の審査に際しての実施細則」参照)

Q10. 契約相談員とは何ですか？

A10. 本協会は協会が独自に行うポーテージ相談事業を、認定相談員に委嘱することにより行っています。このポーテージ相談事業の委嘱に関する契約を結んだ相談員を「契約相談員」と呼びます。契約成立後本協会から委嘱状を交付します。

契約相談員は有料(『ポーテージ早期教育プログラム』を用いたポーテージ相談を行うことに対する対価を受け取る場合をいう)でポーテージ相談を行うことができます。逆に言えば有料でポーテージ相談を行う場合には本協会との契約が必要です。

初級セミナーの受講修了証を有する人、中級セミナーの受講修了証を有する人も契約相談員になれます。必ずポーテージ相談認定スーパーバイザー、認定相談員の助言・指導の下にポーテージ相談を行ってください。また初級セミナーの受講修了証を有する人は3年以内に中級セミナーを受講すること、中級セミナーの受講修了証を有する人は3年以内に認定相談員の資格を取得することが求められます。

(詳しくは ⇒「NPO 法人日本ポーテージ協会 契約相談員に関する規程」参照)

Q11. 契約相談員にはどんな義務や特典がありますか？

A11. 契約相談員は本協会の執行会員でなくてはなりません。

また契約相談員は、1回のポーテージ相談を行うごとに一定額(現在は600円)を本協会のポーテージ活動資金として納入します。

特典としては、『ポーテージ早期教育プログラム』等に関する書籍や各種セミナーの参加費等の割引制度があります。(詳しくは⇒「NPO 法人日本ポーテージ協会 契約相談員に関する規程」・「NPO 法人日本ポーテージ協会の行うポーテージ相談の委嘱に関する契約書」「NPO 法人日本ポーテージ協会の行うポーテージ相談の委嘱に関する契約をした相談員の割引制度」

1. ポーテージ相談員 Q & A

「NPO 法人日本ポーテージ協会 相談事業料金一覧」参照)

Q12. 児童発達支援事業に勤務しています。保護者の方の同意を得て『ポーテージ早期教育プログラム』を、通園児に使用したいと考えています。保護者から私が直接相談料をいただくことはありません。「契約相談員」になる必要はありますか？

A12. 契約は本協会の相談事業の一環としてのポーテージ相談を行う方と結んでいます。ご質問の方のように、保育所や幼稚園、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスなどに勤務し、ポーテージ相談を行っても、その対価を得ることがない場合は、原則として「契約相談員」の契約を締結する必要はありません。

この場合でも A1 にありますように、また認定相談員の資格を取得していない場合には、認定スーパーバイザーや認定相談員の助言・指導を受けるようになっています。助言・指導を受けながら、ぜひ認定相談員を目指してください。

Q13. 児童発達支援事業の業務として『ポーテージ早期教育プログラム』を、使用したいと考えています。何か手続きが必要ですか？

A13. 保育所や幼稚園、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスなどの団体でポーテージプログラムを使用される場合は、本協会の団体会員であることが必要です。

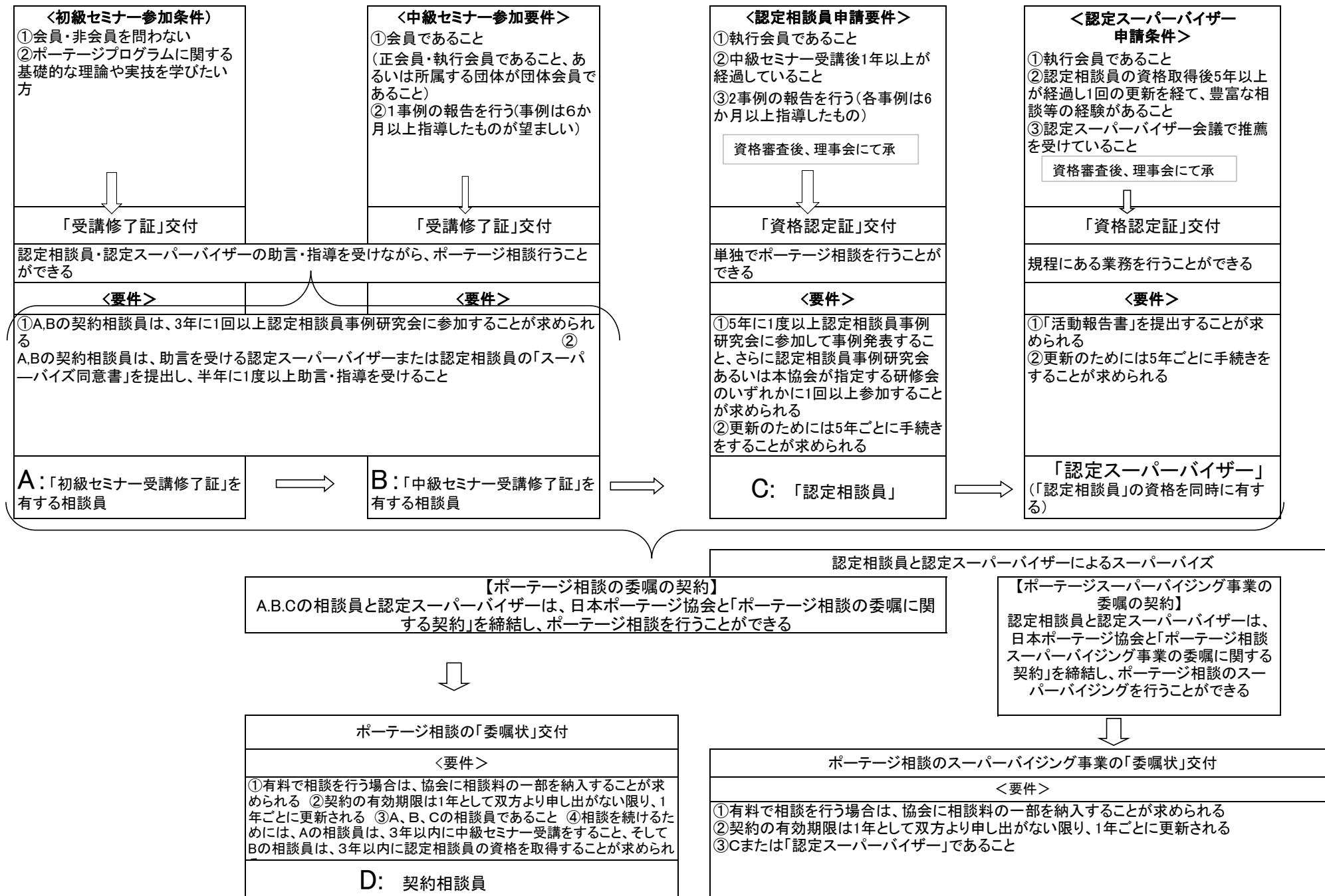
団体会員にはポーテージ相談を行う相談員を派遣したり、スーパーバイズ契約を結び、団体の行うポーテージ相談及びポーテージプログラムを使用した発達支援活動に助言・指導を行うこともできます。ご相談下さい。

詳しくは⇒「NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談を行う団体に関する規程」参照)

NPO法人 日本ポーテージ協会 相談員一覧

2021年6月

注)初級セミナー:ポーテージ早期教育プログラム初級研修セミナー 中級セミナー:ポーテージ早期教育プログラム中級研修セミナー



NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談員倫理綱領

平成 17 年 5 月 29 日施行

一般綱領

綱領 1 人間の尊厳に対する敬意人権の遵守

日本ポーテージ協会は、すべての人間の尊厳に対して真摯に敬意を払い、その基本的人権を遵守し、これを侵さず、発達に遅れまたは偏りのある乳幼児や児童、及びその家族における人間の自由と幸福を追求する営みを尊重し、一人ひとりのニーズに応じた適切な療育支援活動、及びそれに関連する教育諸活動を行う。このために、日本ポーテージ協会の会員として療育支援活動や教育諸活動を行おうとする相談員は、それらの活動の対象者となる者（子ども自身及びその保護者等）に対して、最大限に個人の権利を尊重し、最も利益となるよう働きかけ、個人のプライバシーや秘密の保持、自己決定や自律性に配慮する。それゆえに、ポーテージ相談員は、個人の権利や社会規範を躊躇することなく、心理的あるいは身体的危害を与える恐れのある行動に従事したり、それを容認してはならない。

綱領 2 専門職としての責任と自覚

日本ポーテージ協会のポーテージ相談員は、ポーテージプログラムや早期療育に関する専門家としての自覚を持ち、自分の行動や発言に対する責任を負う義務を有する。自分の行っている療育支援活動や教育諸活動が、乳幼児や児童の発達と教育に影響を及ぼすことを自覚して、自分の活動が個人の心身の安全と健康を保証し、幸福と社会への貢献を意図したものでなければならない。また、自分が有する特定の専門領域における専門的能力の範囲とその限界を心得るなかで、その専門性を明確にしなければならない。それゆえに、ポーテージ相談員としての職務において、一人ひとりがその専門的な水準が維持できるように不斷に研鑽を積み、資質と技術の向上に努めなければならない。それとともに、ポーテージ相談員は、同僚のポーテージ相談員が行っている療育支援活動や教育諸活動が、倫理に適っているかどうかを相互に監視しあい、ポーテージ相談員が非倫理的な行動をとることを回避したり、予防するように関与しなければならない。

このような一般綱領の理念にもとづき、以下の規定を設ける。

倫理規定

1、人権の尊重

日本ポーテージ協会のポーテージ相談員は、療育支援活動や教育諸活動の対象者となる者に対して、その尊厳を尊重しなければならない。

- (1) 個人のプライバシーを侵す行為をしてはならない。
- (2) 個人の自己決定や自律性を侵す行為をしてはならない。
- (3) 個人の権利や社会規範を躊躇する行為をしてはならない。
- (4) 心理的あるいは身体的危害を与える恐れのある行動をしてはならない。

2、療育支援活動や教育諸活動を行うための配慮と制限

ポーテージプログラムにもとづく療育支援活動や早期教育に関する教育諸活動を行うに当たって、対象者に対して十分に説明する義務を負う。その際、対象者に理解の程度に応じて、事実をもとに、理解しやすく解説しなければならず、また療育支援活動への参加は、対象者が自由を持っていることを保証し、文書または口頭で同意を得なければならない。

- (1) 療育支援活動への参加、中断あるいは終結は、対象者の意思決定にもとづくものでなければならない。
- (2) 療育支援活動への勧誘は、過度であってはならない。
- (3) 療育支援活動を開始するに当たって、事前にその目的や方法、予想される結果等について解説を行い、対象者の同意を得なければならない。
- (4) 同意を得る際に、必要であれば、ポーテージプログラムにもとづく療育支援活動の特徴や成果等あるいは早期療育に関する客観的な情報を開示する。
- (5) 療育支援活動の進行中に、子どもの健全な発達を損なう恐れのある事態や保護者が心身の脅威を感じていることに気づいたときには、直ちに療育支援活動を中止し、事態の改善を図る対応をしなければならない。
- (6) 療育支援活動に関する対象者の意思決定の表明は、これを第一に尊重しなければならない。
- (7) 早期療育に関する教育諸活動を行う際には、実証されている客観的資料をもとに、これを行わなければならない。

3. 個人情報の秘密の保持

療育支援活動等によって得られた個人の情報は厳重に保管し、職務上知りえた個人の秘密はこれを保持しなければならず、開始時に得た同意以外の目的でそれらの情報を利用してはならず、同意を得た情報以外は利用しない。もし、同意を得た目的以外でそれらの情報を利用したり、同意を得た情報以外の情報を利用しようとする際には、必ず同意を行った対象者の承諾を得なければならない。

4. 公開における責任

療育支援活動などに関する情報を学会や研修会等で公開しようとする際には、可能な限り、事前に当人等の承諾を得るとともに、当人等が特定できないように情報を加工しなければならない。

- (1) 個人のプライバシーを侵害してはならない。
- (2) 当人等が特定できるような記載は、事前に当人等の承諾が得られている場合を除いて、これを絶対にしてはならない。
- (3) 当人等が特定できないように情報を加工する場合には、重要な事項は避け、また必要以上の誇張や歪曲がないようにする。
- (4) 社会に向けて公開する際には、当人等の人権に配慮するとともに、公開に伴う専門家としての責任を自覚して行わなければならない。

5. 研鑽の義務

ポーテージ相談員は、本倫理規定を理解して、怠りなく実行できるように、不斷に研鑽を積まなければならない。

6. 倫理の遵守

ポーテージ相談員は、ポーテージプログラムにもとづく療育支援活動や早期療育に関する教育諸活動において、本倫理規定を理解して、違反することのないように、不斷に努めなければならない。

付則　日本ポーテージ協会ポーテージ相談員倫理綱領は2005年5月29日より施行する。

『個人情報保護法』への準拠対応についての内規

平成 20 年 11 月 29 日施行

平成 30 年 6 月 30 日改定

2020 年 8 月 1 日改定

第 1 条(目的)

『個人情報保護法』の基本理念は、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に、慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取り扱いが図られなければならない」と規定されており、日本ポーテージ協会（以下本協会とする）は、これに準拠した内容のもとに内規を制定する。

第 2 条(基本理念)

本協会およびポーテージ相談員は、ポーテージ相談等を進めるに当たって相談対象者（以下本人とする）の指導記録及び資料等（個人情報）を保有する場合があるので、本人等のプライバシー権の尊重及び保護のために、以下の諸条項を遵守する。

第 3 条(個人情報の収集・取得)

1. 個人情報は適正な手段で収集・取得されなければならない。
2. 個人情報を収集・取得する場合、本人又はそれに代わる保護者等に、その利用目的を予め明示しなければならない。
3. 利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を収集・取得することはできない。

第 4 条(個人情報の利用)

1. 個人情報は、ポーテージ相談及びそれに関連する活動に限って利用する。
2. ポーテージ相談等に関する学会や研究会で用いる資料作成のために、ポーテージ相談等の情報を統計処理に際して利用する場合は、本人又はそれに代わる保護者等にその旨を説明し、予め承諾を得る。
3. 事例研究会等で事例として発表を行う場合は、本人又はそれに代わる保護者等に発表について予め承諾を得るとともに、資料作成及び発表に当たっては、本人等の個人が特定されないよう留意する。
4. 本人の支援教育に関する機関から、個別の教育支援計画を策定するために、ポーテージ相談及びそれに関連する活動の内容について情報の開示を求められたときは、本人又はそれに代わる保護者等の承諾を得てポーテージ相談員が対応する。

第 5 条(個人情報の開示)

本協会及びポーテージ相談員は、本人又はそれに代わる保護者等から請求された場合、本人等に不利益が被らない限りにおいて、その個人情報を開示する。

第 6 条(個人情報の適正保管・管理)

1. ポーテージ相談等において収集・取得された個人情報は、ポーテージ相談員によって適正に保管・管理されなければならない。
2. 適正保管・管理されなければならない個人情報とは以下のものを指す。
①『ポーテージ乳幼児教育プログラム』チェックリスト、②『新版ポーテージ早期教育プログラム』チェックリスト、③『ポーテージ早期教育プログラム』チェックリスト、④『インクルージョン保育を展開するための幼児・グリープ指導カリキュラム』チェックリスト、⑤『インクルージョン保育のための幼児・グリー

3. 『個人情報保護法』への準拠対応についての内規

プ指導カリキュラム』チェックリスト⑥家庭記録表、⑦活動チャート、⑧指導経過記録表、⑨医師の診断書あるいはその写し、⑩発達検査等の記録用紙等、⑪その他本人等の個人が特定される記録及び資料

- 3.前項にあげた個人情報は、原則として紙媒体で保管する。
- 4.個人情報の保管・管理の期間は、ポーテージ相談の最終相談日から原則として10年間とする。
- 5.ポーテージ相談終了時に、本人又はそれに代わる保護者等から、その指導記録・資料の引き取り要請があった場合には、本人等に不利益が被らない限りにおいて、引き渡しを行うことがある。
- 6.ポーテージ相談員が離職及びその他の理由で、個人情報の適正な保管・管理が不可能になったときは、速やかに日本ポーテージ協会事務局へ連絡するものとし、その後原則として日本ポーテージ協会事務局が保管・管理する。
- 7.ポーテージ相談に関するすべての個人情報は、守秘義務に則り外部への漏洩や流出をしないよう留意する。

第7条(個人情報の破棄・廃棄)

第6条2にあげた個人情報について、第6条4で規定した保管・管理期間が経過した後は、焼却やシュレッダーを用いるなどにより、また電磁的記録は適切な方法により記載事項の判読や漏洩が不可能であることを確認した上で、破棄・廃棄することができる。

第8条(事務局)

本内規の運用については、日本ポーテージ協会事務局長が統括する。

第9条(制定・実施)

本内規は、平成20年11月29日から制定実施する。

NPO 法人日本ポーテージ協会の相談事業規程

平成 23 年 7 月 1 日施行
平成 25 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定
平成 28 年 4 月 1 日改定
2020 年 8 月 1 日改定

第1条 (目的)

NPO 法人日本ポーテージ協会（以下、「本協会」という）は、『ポーテージ早期教育プログラム』等（以下、「ポーテージプログラム」という）を用いて、発達に遅れや偏りのあるまたはそのおそれのある乳幼児やその親や家族等を対象にした相談事業を行うものとする。

第2条 (対象)

本協会の相談事業の対象となるものは、本協会の会員であることを原則とするが、事情に応じてその限りではない。

第3条 (相談事業の種別)

本協会は以下の相談事業を行う。

1. 本部における相談事業

(1) 本部相談室（東京都杉並区：日本ポーテージ協会事務局内）におけるポーテージプログラムによる相談

(2) 相談員派遣によるポーテージ相談

以下の 3 つがある。

①5 人以上の会員が集まって結成された支部に、ポーテージ相談員を派遣してポーテージ相談を行う。

②支部以外での相談を希望する親子が複数人集まった一定の場所に、ポーテージ相談員を派遣して相談を行う。

③ポーテージ相談を行いたいと希望する団体にポーテージ相談員を派遣して相談を行う。派遣先の団体は本協会の団体会員であることを原則とする。

(3) 家庭訪問によるポーテージ相談

ポーテージ相談員が各家庭を訪問して、ポーテージ相談を行う。

(4) 電話等によるポーテージ相談

電話、郵便、FAX、インターネットによる通信手段等を利用してポーテージ相談を行う。

(5) 行動問題相談

応用行動分析学にもとづく「問題行動」の理解と対処等について、相談を行う。

2. 支部における相談事業

各支部は、支部規約に基づき多様な形態でポーテージ相談を行う。

3. 本協会の団体会員の行うポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動

保育所、幼稚園、または児童発達支援センター、児童発達支援事業及び放課後等デ

4. 相談事業規程

イサービスなどの団体がポーテージプログラムを用いて上記の活動を行う場合、相談料の有無に関わらず、日本ポーテージ協会の団体会員であることを原則とする。詳細は「NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談を行う団体に関する規程」に定める。

第4条 (ポーテージ相談員)

1. ポーテージ相談員は、すべてのポーテージ活動を本協会がポーテージ相談員に求める日本ポーテージ協会倫理綱領に則って、行わなければならない。
2. ポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動は原則として、本協会の認定相談員審査規程に則り認定された認定相談員の資格を有する者及びそれと同等以上の専門知識と技術を有する者が行う。
3. 「ポーテージ早期教育プログラム初級研修セミナー」(以下、「初級セミナー」という)及び「ポーテージ早期教育プログラム中級研修セミナー」(以下、「中級セミナー」という)の受講修了証を有する者も、認定スーパーバイザーまたは認定相談員の助言・指導を受けながらポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動を行うことができる。
4. 3の相談員の内、初級セミナーの受講修了証を有する者は、その受講認定日から3年以内に中級セミナーを受講し、中級セミナーの受講修了証を有する相談員はその受講認定日から3年以内に認定相談員の資格を取得するものとする。

第5条 (相談料)

本協会の相談事業の相談料は「NPO 法人日本ポーテージ協会 相談事業料金一覧」に別途定める。

以上の規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

NPO 法人日本パーテージ協会 契約相談員に関する規程

平成 23 年 7 月 1 日施行
平成 25 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 27 年 4 月 1 日改定
2020 年 8 月 1 日改定

第1条（目的）

NPO 法人日本パーテージ協会（以下、「本協会」という）は、『パーテージ早期教育プログラム』を用いたパーテージ相談を行うに際して、質の維持・向上を図るために、『パーテージ早期教育プログラム』の適用について一定の専門知識と技術を有するパーテージ相談員と契約を締結することによって、パーテージ相談を行うことを原則とする。

第2条（契約相談員）

本協会と本協会の行うパーテージ相談の委嘱に関する契約を締結したパーテージ相談員を、NPO 法人日本パーテージ協会契約相談員（以下、「契約相談員」という）という。契約相談員は、NPO 法人日本パーテージ協会倫理綱領に則って、パーテージ相談を行う。また、契約相談員は本協会の執行会員でなくてはならない。

第3条（パーテージ相談の委嘱に関する契約）

- 「NPO 法人日本パーテージ協会認定相談員」（以下「認定相談員」という）の資格を有する者は本協会と本協会の行うパーテージ相談の委嘱に関する契約を締結することにより、本協会の規程に則って、パーテージ相談を行い被相談者等から相談料を受領することができる。
- 「パーテージ早期教育プログラム初級研修セミナー」及び「パーテージ早期教育プログラム中級セミナー」の受講修了証を有する者は、パーテージ相談認定スーパーバイザー（以下「認定スーパーバイザー」という）または認定相談員の助言・指導を受けながら、本協会と契約を締結することによって、本協会の規程に則って、パーテージ相談を行い被相談者等から相談料を受領することができる。認定スーパーバイザーまたは認定相談員の助言・指導は半年に 1 度以上受けるものとする。

第4条（資格取得）

- 第3条の 2 の契約相談員のうち「パーテージ早期教育プログラム初級研修セミナー」の受講修了証を有する者は、その認定書を得た日から 3 年以内に中級セミナーを受講することが求められる。「パーテージ早期教育プログラム中級セミナー」の受講修了証を有する者は、その認定書を得た日から 3 年以内に認定相談員の資格を取得することが求められる。
- 1 の規定の年限内に資格を取得できない場合は、その理由を記載した「資格取得猶予申請

5. 契約相談員に関する規程

書（様式3）を本協会に提出し承認を得なければならない。資格取得の猶予期間は2年を限度とする。

3. 第3条の2の契約相談員は3年に1度以上「認定相談員事例研究会」に参加しなければならない。

第5条（契約）

1. 契約相談員になるには、「NPO法人日本ポーテージ協会の行うポーテージ相談の委嘱に関する契約書」（様式1）2通に署名捺印のうえ、1通を本人が所持し、もう1通を本協会に提出し契約を締結しなければならない。本協会は契約相談員としての委嘱状を交付することによって、ポーテージ相談を承認する。
2. 第3条の2の契約相談員は、本協会との契約の際に、助言を受ける認定スーパーバイザー、または認定相談員の「スーパーバイズ同意書」（様式2）を提出することが求められる。

第6条（納入金）

契約相談員は、本協会から委嘱された相談事業によって得た相談料の一部をポーテージ相談活動資金として本協会に納入するものとする。納入金については「NPO法人日本ポーテージ協会 相談事業料金一覧」に別途定める。

第7条（契約の更新）

契約の有効期限は1年とし、双方より申し出がない限り、1年毎に更新されるものとする。

第8条（契約の破棄）

本協会が、契約相談員として不適格と認めた場合には、契約を破棄することができる。

以上の規程は、平成23年7月1日から施行する。

申請書様式：

様式1：NPO法人日本ポーテージ協会の行うポーテージ相談の委嘱に関する契約書

様式2：スーパーバイズ同意書

様式3：資格取得猶予申請書

6. 契約相談員の割引制度

NPO 法人日本ポーテージ協会の行う

ポーテージ相談の委嘱に関する契約をした相談員の割引制度

2020 年 8 月 1 日現在

以下のようにポーテージプログラムに関する書籍の割引や事例研究会などの参加費割引を行っています。詳細は事務局までお問い合わせください。

割引制度を適用している販売品と事業

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1. ポーテージ早期教育プログラム チェックリスト | 定価の約 2 割引 |
| 2. 認定相談員事例研究会 | 通常参加費の約 1 割引 |
| 3. ポーテージ早期教育プログラム初級研修セミナー | 会員参加費の約 1 割引 |
| 4. ポーテージ早期教育プログラム中級研修セミナー | 通常参加費の約 1 割引 |
| 5. グループ指導カリキュラム研修セミナー | 会員参加費の約 1 割引 |
| 6. ポーテージ相談のための基礎講座 | 会員外参加費の半額 |

* この制度を利用し販売品を購入したり、事業に参加する場合は、その都度、事務局にお申し出ください。

* その他の書籍については会員割引を適用します。

7. 相談事業料金一覧

NPO 法人日本ポーテージ協会 相談事業料金一覧

平成 28 年 4 月 1 日施行
平成 30 年 6 月 16 日改定
2020 年 8 月 1 日改定

NPO 法人日本ポーテージ協会（以下「本協会」という）の行う相談にかかる料金を原則として以下のように定める。

1. 本協会が運営するポーテージ相談

（1）相談料他

（単位：円）

相談事業の種別		相談料	諸経費	初回金*1
本部	①本部相談室	3,000	定額 1,000 (運営費、相談員交通費*2に充てる)	1,000
	②相談員派遣 (支部、支部以外)	3,000	会場費、相談員交通費*2の他、支部の場合は支部運営費などに充て、金額は支部で決定する	1,000
	③相談員派遣 (団体)	本部相談料に準じ、あるいはそれぞれの団体の規程に従つて定めることができる		
	④家庭訪問	4,000	相談員交通費*2	1,000
	⑤電話相談および オンライン相談	3,000	定額 1,000 (運営費、相談員交通費*2に充てる)、電話料金など	1,000
支部		本部相談料および初回金、諸経費に準じ支部で定めることが出来る		

*1 初回金は主として相談員が使用するチェックリスト代に充てる

*2 相談員交通費については『「ポーテージ相談事業」及び「ポーテージ相談スーパー・バイ・イン・グ事業」の交通費について』を参照

（2）キャンセル料

本協会が運営するポーテージ相談は原則として予約に基づいて行う。

当日のキャンセルについては相談料の 50%、前日のキャンセルについては相談料の 20%を被相談者に請求することができる。

ただし団体への相談員派遣の場合は団体の規程に従う。

（3）契約相談員の納入金

被相談者から受け取った相談料の 2 割（ポーテージ相談は 1 件につき定額 600

7. 相談事業料金一覧

円とする）を本協会のポーテージ活動資金として納入することを原則とする。
被相談者以外から得るポーテージ相談に対する報酬は、諸経費等を差し引いた後の2割を納入する。
契約相談員が行うポーテージ相談に、スーパーバイザーが同席して助言・指導をした場合、納入金はスーパーバイザーが受け取ったスーパーバイジング料から納入する。
※ポーテージ相談は通常1時間を目安とする。オンライン相談など、被相談者との合意の上、通常より短い30分程度の相談を行い、相談料として例えば1,500円を受け取った場合は、按分して納入金を300円と計算して納入する。

2. 本協会の団体会員におけるポーテージ相談及びポーテージプログラム用いた発達支援活動

本部相談料に準じ、あるいはそれぞれの団体の規程に従って定めることができる。

以上

8. 「ポーテージ相談事業」及び「ポーテージ相談スーパーバイジング事業」の交通費について

「ポーテージ相談事業」及び

「ポーテージ相談スーパーバイジング事業」の交通費について

平成 30 年 6 月 16 日施行

I、「ポーテージ相談事業」及び「ポーテージ相談スーパーバイジング事業」にかかる交通費の請求について

1、「ポーテージ相談事業」

(1) NPO 法人日本ポーテージ協会の行うポーテージ相談事業の委嘱契約を結んだ相談員（以降、契約相談員という）は、「ポーテージ相談事業」にかかる交通費の実費を、ポーテージ相談を受ける保護者（支部を含む）、またはポーテージ相談を委託した団体に対し請求することができる。

(2) 契約相談員は交通費を支払う者に対し、事前に交通費算出の合理的な根拠と金額を示して了解を得なければならない。ポーテージ相談を委託した団体に交通費の規定がある場合には協議して決めることする。

(3) 契約相談員とポーテージ相談を委託した団体は、協議した内容について文書を交わして双方で持ち合い、日本ポーテージ協会にその文書を提出することとする。

2、「ポーテージ相談スーパーバイジング事業」

(1) NPO 法人日本ポーテージ協会の行うポーテージ相談スーパーバイジング事業の委嘱契約を結んだ認定相談員及び認定スーパーバイザーは、「ポーテージ相談スーパーバイジング事業」にかかる交通費の実費を、スーパー ビジョンを受ける相談員や団体に対し請求することができる。

(2) スーパー バイジング事業を行う認定相談員及び認定スーパー バイザーは、交通費を支払う者に対し、事前に交通費算出の合理的な根拠と金額を示して了解を得なければならない。スーパー ビジョンを受ける側に交通費の規定がある場合には協議して決めることする。

(3) 認定相談員及び認定スーパー バイザーは、スーパー ビジョンを受ける相談員や団体と協議した内容について文書を交わして双方で持ち合い、日本ポーテージ協会にその文書を提出することとする。

3、契約相談員、認定相談員及び認定スーパー バイザーは、1 (3) 及び 2 (3) の交通費の取り決めに変更があった場合は日本ポーテージ協会に速やかに報告を行うこととする。

II、交通費の対象について

1、相談員の住居や事業所等からポーテージ相談またはスーパー バイジング事業を行う場所まで片道 1 km 以上であること。1 km 以上であっても徒歩または自転車を利用

8. 「ポーテージ相談事業」及び「ポーテージ相談スーパーバイジング事業」の交通費について

している場合には請求しない。

2、相談員の住居や事業所等とポーテージ相談及びスーパーバイジング事業を行う場所までの最も合理的で経済的な経路にかかる交通費であること

3、対象となる交通手段は原則として公共交通機関、自家用車のいずれかとする。

(1) 自家用車の場合、1kmあたり25円を原則とし、「25円×走行距離 + 有料道路利用料金 + スーパーバイジング事業及びポーテージ相談にかかる時間の駐車場利用料金」とする。

(2) 有料道路及び有料駐車場は利用する合理的な理由がある場合のみ利用することができる。

(3) タクシーは他に利用できる交通機関がない場合に利用することを原則とする。

(4) 有料特急は、利用する合理的な理由がある場合のみ利用することができる。

(5) 雨天、交通機関の乱れなど特別な事情により、事前の了解なく通常使わない交通手段を使用した場合、交通費を支払う側の同意があれば実費を請求することができる。

IV. 保険について

(1) 自家用車を交通手段として利用する者は、法定の自動車賠償責任保険に加え、任意の自動車保険に加入すること

(2) 自転車を交通手段として利用する者は、自転車利用に関する賠償責任保険に加入すること。

NPO 法人日本ポーテージ協会の行うポーテージ相談の委嘱に関する契約書

NPO 法人日本ポーテージ協会（以下、本協会という）は認定相談員並びに「ポーテージ早期教育プログラム初級研修セミナー」及び「ポーテージ早期教育プログラム中級セミナー」の受講修了証を有し、『ポーテージ早期教育プログラム』を用いてポーテージ相談を行う者と、下記のように契約を締結する。

契約を締結した者に、本協会が承認した NPO 法人日本ポーテージ協会契約相談員（以下「契約相談員」という）として、本協会の行う『ポーテージ早期教育プログラム』を用いたポーテージ相談事業の一部を委嘱し、委嘱状を交付する。

第1条：ポーテージ早期教育プログラム研修セミナー認定書及び認定書番号

初級 受講修了証番号 第_____号 (助言を受ける認定相談員名 _____)

中級 受講修了証番号 第_____号 (助言を受ける認定相談員名 _____)

・ 認定相談員認定証番号 第_____号

取得の私 _____は本協会の行う相談事業の一環として
本協会が定めた規程に則り『ポーテージ早期教育プログラム』を用いたポーテージ相
談を行う。

第2条：第1条による『ポーテージ早期教育プログラム』を用いた個別相談により、被相談者等
から相談料を受領することができる。相談料は「NPO 法人日本ポーテージ協会 相談事
業料金一覧」によるものとする。

第3条：第2条により受領した相談料のうち一定額を本協会のポーテージ活動資金として本協会
に納入する。納入金は「NPO 法人日本ポーテージ協会 相談事業料金一覧」によるもの
とする。

これらは契約相談員が3ヶ月ごとに集計して、本協会に納入する。

第4条：契約相談員としての契約期間は、本協会が委嘱状を交付した日から1年間とし、双方よ
り申し出がない限り、1年毎に更新するものとする。

第5条：本協会が不適格と認めた場合には、契約を破棄することができる。

契約相談員として契約が成立した証として、本契約書を2通作成し、当事者が署名捺印のうえ、
各1通を所持する。

西暦 年 月 日

ポーテージ相談員
住所

氏名

印

NPO 法人日本ポーテージ協会

会長 清水 直治 印

NPO 法人日本ポーテージ協会 会長
清水 直治 殿

スーパーバイズ同意書

■ ポーテージ相談認定スーパーバイザー、認定相談員 (A) _____

は、「ポーテージ早期教育プログラム初級研修セミナー受講修了証」または
「ポーテージ早期教育プログラム中級研修セミナー受講修了証」を有する
相談員 (B) _____ の行うポーテージ相談に対し助言、指導を行う
ことに同意します。

■ (B) は (A) の助言・指導を半年に1度以上受けて、ポーテージ相談を行う
ことに同意します。

西暦 年 月 日

(A) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(B) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

9. 契約相談員および契約に関する様式類
様式 3

NPO 法人 日本ポーテージ協会

会長 清水 直治殿

資格取得猶予申請書

私、_____は、下記の理由により、「契約相談員に関する規程第 4 条」に定められた期間内に資格取得ができませんので、今後（1 年間・2 年間 ※）の猶予を認めていただきたく、ここに申請いたします。

※○をして下さい。

理由

西暦 年 月 日

契約相談員名 _____ (印)

NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員の審査に関する規程

第1条（目的）

NPO 法人日本ポーテージ協会（以下、本協会という）は、『ポーテージ早期教育プログラム』等（以下、ポーテージプログラムという）の適正な使用と普及を図ることを目的として、認定相談員を置く。

第2条（認定相談員）

1. 第3条、第4条の手続きに従って審査請求を行い、審査委員会による審査を受けて適格であると認められた後、理事会により承認された者に対して、認定相談員の資格を与える。
2. 認定相談員の資格は、5年ごとに更新しなければならない。ただし、理由によっては更新の猶予を認めることがある。更新及び猶予の手続きは別に定める。
3. 認定相談員は、資格取得後または次の更新までの5年以内に、「NPO法人 日本ポーテージ協会 認定相談員の審査にあたっての実施細則」III-3 に定める研修を修了しなければならない。
4. 認定相談員は、ポーテージプログラム等に関連する指導技術の維持と向上に努めなければならない。
5. 認定相談員は、認定相談員の資格を有しないポーテージ相談員の助言・指導を行うことができる。

第3条（審査請求）

1. 以下の条件を満たした者は、認定相談員の資格を取得するための審査を請求することができる。
 - (1) 本協会の執行会員であること。
 - (2) 本協会主催の「ポーテージ早期教育プログラム中級研修セミナー」を受講し、「中級研修セミナー受講修了証」を取得していること。
 - (3) 「中級研修セミナー受講修了証」を取得後、1年以上が経過しているとともに、2例以上の臨床事例に対してポーテージプログラムを適用した経験があること。
 - (4) その他、必要と認められた条件を満たしていること。
2. 審査請求は、別に定めた所定の様式に従って行う。

第4条（資格取得）

1. 認定相談員の資格を取得するためには、以下の申請書類等を提出し、審査委員会の審査に合格し、理事会で承認されなければならない。
 - (1) NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員資格認定申請書（様式 1）
 - (2) 事例報告用紙（様式 2-1、2-2、2-3）による2事例の報告。各事例とも6カ月以上指導したものであること。
 - (3) 課題分析用紙（様式 3）による上記2事例の指導で実施した課題分析を、事例ごとに1例以上添付すること。
 - (4) 活動チャート用紙（様式 4）による上記2事例の指導で実施した活動チャートを、事例ごとに1例以上添付すること。
 - (5) 発達経過表（様式 5）は2事例について、1事例ごとに添付すること。
 - (6) その他、必要と認められる書類等。
2. 認定相談員の資格を得た者は、直ちに資格認定料10,000円を、本協会に納めなければな

らない。

第5条 (審査委員会)

1. 認定相談員の資格及び資格更新の認定を公正に行うために、審査委員会を置く。
2. 審査委員会は、以下の者によって構成される。
 - (1) 会長
 - (2) 理事若干名
 - (3) その他、必要と認められた者
3. 審査委員会は、審査請求に応じて、会長によって召集され、審査委員の互選により委員長を選出し、速やかに審査を開始する。
4. 審査委員会の委員は、2年を任期として、会長の指名を受け理事会の承認を得なければならぬ。再選はこれをさまたげない。
5. 認定相談員の審査請求をした者が提出した事例に関して、指導助言等に関与した審査委員会の委員は、当該の審査請求者の資格認定のための審査に参加することはできない。

第6条 (審査基準)

1. 審査委員会は、審査請求に応じて、別に定めた審査基準をもとに、認定相談員の資格認定のための審査を行う。
2. 資格認定のための審査は、審査委員全員の合議によって行う。

第7条 (資格認定の取り消し)

1. 審査委員会が認定相談員として不適格であると認めた場合には、理事会の承認を得て、資格認定を取り消すことができる。
2. 資格認定が取り消された者については、理由を添えて「Portage Post」に掲載するとともに、その旨を本人に書面で通知する。

以上の規約は、平成11年6月1日から施行する。

平成12年4月22日一部改訂
 平成13年5月19日一部改訂
 平成13年11月24日一部改訂
 平成19年2月3日一部改訂
 平成21年4月11日一部改訂
 平成23年7月1日一部改訂
 平成25年4月1日一部改訂
 平成29年4月1日一部改訂
 2020年8月1日一部改訂
 2021年6月1日一部改訂

備考 :

- 様式1 NPO法人日本ポーテージ協会認定相談員資格認定申請書
 様式2-1 NPO法人日本ポーテージ協会認定相談員審査のための事例 医療歴・相談歴・教育歴
 様式2-2 日本ポーテージ協会認定相談員審査のための事例 指導経過
 様式2-3 日本ポーテージ協会認定相談員審査のための事例 子どもの発達状況についての

- | | |
|-----|------------------|
| | 特記事項など |
| 様式3 | ポーテージプログラム課題分析 |
| 様式4 | ポーテージプログラム活動チャート |
| 様式5 | 発達経過表 |

NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員の審査にあたっての実施細則

I. 審査請求について

1. NPO 法人日本ポーテージ協会（以下、本協会という）の認定相談員の審査請求は随時受け付ける。
2. 審査請求にあたって、以下の申請書類等を必要とする。
 - (1) 「NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員資格認定申請書」（様式 1）
 - (2) 「事例報告用紙」（様式 2-1、2-2、2-3）
 - (3) 「課題分析用紙」（様式 3）
 - (4) 「活動チャート用紙」（様式 4）
 - (5) 「発達経過表」（様式 5）
 - (6) 資格認定料 10,000 円
3. 申請書類等の作成にあたっては、以下のことに留意する旨を、事前に申請者本人に書面で通知する。
 - (1) 事例報告は、2 事例について作成する。ただし、各事例とも 6 か月以上指導したものであること。
 - (2) 事例報告の記載にあたって、必ず親や関係者の了解を得ること。
 - (3) 本人および関係者のプライバシーに可能な限り留意し、指導に関連する事項以外の個人情報については、記載を控えること。
 - (4) 個人および関係者、関連機関などが特定されないように、イニシャル等を使って、記載すること。
 - (5) 正当な理由のない限り、不適切用語等の使用を避けること。
4. 事例報告等の内容の記述について、情報が得られる限りにおいて、以下のようない点に配慮することが望ましい旨を、事前に申請者本人に書面で通知する。
 - (1) 事例報告については、
 - ①子どもの診断名、子どもの特性
 - ②アセスメントによる指導目標の選定と指導経過
 - ③指導上の留意点
 - ④他機関との連係
 - ⑤親や家族の対応等に触れながら、ポーテージプログラムの適用の実際について、具体的かつ簡潔に記述すること。
 - ⑥発達検査・心理検査等の結果については、領域別 DA・DQ (MA・IQ) が得られていれば記載すること。
 - (2) 課題分析については、指導経過のなかで実際に適用した課題分析について、具体的に記述すること。
 - (3) 課題分析の基本的な方法に則っていること。
 - (4) 活動チャートについては、指導経過の中で実際に適用した課題分析における標的行動について、具体的に記述すること。
 - (5) 活動チャートの基本的な方法に則っていること。
 - (6) 指導経過等の記述は決められた様式（様式 2-2、2-3）内に収めること。ただし用紙が不足するときには 1 ページ分の追加を認める。理解をうながすために必要であれば別に資料を貼付してもよいが、最小限にとどめること。

- (7) 発達経過表は、初回アセスメントについては赤で塗りつぶし、以降は、任意の一定期間ごとの指導の結果を色を変えて塗ること。

II. 審査基準について

1. 以下のような審査基準に配慮して、資格認定の審査を行う。
 - (1) 「I. 審査請求について」にあげた要件を満たし、審査請求に必要な申請書類等に不備がないこと。
 - (2) 事例報告書の作成については、①内容の記載に不備がないこと。②発達検査・心理検査等を適宜利用していること。③生育歴・既往歴・相談歴等の記述が適切であること。④初回アセスメント時の子どもの発達状態と指導目標の選定が適切に記述されていること。⑤指導経過における指導目標の選定と指導方法、指導結果が具体的に適切に記述されていること。⑥家庭における親の指導が適切に記述されていること。⑦他機関との連携等が適切に記述されていること。⑧指導の今後の発展や課題が適切に記述されていること、など子どもの障害や行動特徴に応じたポーテージプログラムの指導過程が実証的に記載されていることである。
 - (3) 課題分析については、①適切に行動目標化された指導目標が課題分析されていること。②標的行動のステップ数や内容が適切であること。③援助（身体的援助・視覚的援助・言語的援助）が適切に準備されていること。④程度（達成基準）の設定が適切であること、などである。
 - (4) 活動チャートについては、①課題分析された標的行動について記述されていること。②修正手続きに従って、援助が適切に記載されていること。③指導方法の記載が適切であること。④記録が適切に記載されていること、などである。
2. 上記の審査基準を含んで、ポーテージプログラムを用いた相談員としての適格性を総合的に判定し、「合格」「修正合格」「修正再審査」「不合格」のいずれかとする。
3. 「合格」「修正合格」「修正再審査」「不合格」のいずれに判定した場合においても、審査委員は全員その理由を付して、審査委員会に提出する。
4. 審査委員会としての「合格」の判定は、審査委員全員の合議による。

III. 認定相談員の資格更新及び猶予について

1. 認定相談員の資格の更新は資格取得後または前回の資格更新後5年以内に実施したポーテージプログラムを用いた臨床活動の報告を、相談・指導の一例を添えて「NPO 法人日本ポーテージ協会相談員資格更新申請書」（様式 6）によって提出し、審査委員会の承認を得なければならない。
2. 認定相談員の資格取得後または前回の資格更新後、相談・指導の一例を添えて臨床活動の報告ができない場合は、その理由を「NPO 法人日本ポーテージ協会相談員資格更新申請書」（様式 6）に記載し、更新までの5年以内に参加した認定相談員事例研究会に参加して、そこで協議された事項について 2000 字程度にまとめたレポートあるいはポーテージプログラムに関する実践や研究的なレポート等を添えて提出し、審査委員会の承認を得なければならない。
3. 1及び2による資格更新をする認定相談員は、更新までの5年以内に、本協会が主催する認定相談員事例研究会に1回以上参加し、原則として事例報告をしなければならない。それに加えて、本協会が指定する研修会のいずれかに1回以上参加しなければならない。本協会が指定する研修会は「NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員更新のための研修会一覧表」

に別に定める。

- 4、1及び2による資格更新の申請ができない場合は、「認定相談員資格更新猶予申請書」(様式8)を提出し、更新の猶予を申請することができる。審査委員会の承認を得られれば、1年間の更新の猶予が認められる。猶予期間は次の更新期間から差し引かれる。資格更新猶予申請は連続して2回を限度とする。

IV 更新審査請求について

1. 更新審査請求は随時受け付ける。
2. 審査請求にあたって、以下の申請書類等を必要とする。
 - (1) NPO 法人日本ポーテージ協会認定相談員資格更新申請書」(様式6)
 - (2) 「認定相談員資格更新事例報告用紙」(様式7)
 - (3) 「課題分析用紙」(様式3)
 - (4) 「活動チャート用紙」((様式4)
 - (5) 「発達経過表」(様式5)
 - (6) 資格更新認定料 5000 円
3. 申請書類等の作成にあたっては、以下のことに留意する旨を、事前に申請者本人に書面で通知する。
 - (1) 事例報告は、1事例について作成する。事例は6か月以上指導したものであること。
 - (2) 事例報告の記載にあたって、必ず親や関係者の了解を得ること。
 - (3) 本人および関係者のプライバシーに可能な限り留意し、指導に関連する事項以外の個人情報については、記載を控えること。
 - (4) 個人および関係者、関連機関などが特定されないように、イニシャル等を使って記載すること。
 - (5) 正当な理由がない限り不適切用語等の使用を避けること。

V. 認定相談員資格の辞退について

- 1、認定相談員資格の更新及び猶予の申請をする意思のない場合は、「認定相談員資格辞退届出書」(様式9)を審査委員会に提出するものとする。
- 2、認定相談員資格の辞退は随時受け付ける。

VI. 審査委員会の運営について

1. 審査請求に応じて理事会での承認に向けて、審査委員会を開催する。
2. 審査委員会の開催に際して、審査委員全員が、事前に審査を行い、その結果を審査委員会に提出する。
3. 審査委員会における審査にあたっては、申請者が特定されないように、申請者の個人名等を公表しない。
4. 審査委員会における審査は、原則として審査委員全員の合議によって行う。
5. 審査の結果は、本人に書面で通知するとともに、認定相談員資格認定者あるいは更新者として、直近の「Portage Post」で広報する。
6. 審査の結果、修正や再審査が必要な場合には、審査委員のコメントを付して、本人に書面で通知する。

以上の申し合わせ事項は、平成11年6月1日から施行する。

平成13年5月19日一部改定
平成13年11月24日一部改定
平成21年4月11日一部改定
平成23年7月1日一部改定
平成25年4月1日一部改定
平成26年4月1日一部改定
平成27年4月1日一部改定
平成29年4月1日一部改定
2020年8月1日一部改定
2021年6月1日一部改定

備考：

- 様式1 NPO法人日本ポーテージ協会認定相談員資格認定申請書
様式2-1 NPO法人日本ポーテージ協会認定相談員審査のための事例 医療歴・相談歴・教育歴
様式2-2 日本ポーテージ協会認定相談員審査のための事例 指導経過
様式2-3 日本ポーテージ協会認定相談員審査のための事例 子どもの発達状況についての特記事項など
様式3 ポーテージプログラム課題分析
様式4 ポーテージプログラム活動チャート
様式5 発達経過表
様式6 NPO法人日本ポーテージ協会認定相談員資格更新申請書
様式7 認定相談員資格更新事例報告用紙
様式8 NPO法人日本ポーテージ協会認定相談員資格更新猶予申請書
様式9 NPO法人日本ポーテージ協会認定相談員資格辞退届出書

12. 認定相談員更新のための研修会一覧表

NPO 法人日本ポーテージ協会 認定相談員更新のための研修会一覧表

平成 29 年 4 月 1 日現在
平成 30 年 6 月 16 日改訂

認定相談員は更新までの 5 年間に以下の A、B の研修に参加、受講していかなければならない。

A. 認定相談員事例研究会

	研修名	回数	条件
①	認定相談員事例研究会	1 回	・事例報告する*1 ・2 日間とも参加していること

B. 以下の研修のうちいずれか 1 つ以上

	研修名	回数	条件
①	認定相談員事例研究会	1 回以上	・事例報告、オブザーバー参加可*2 ・2 日間とも参加していること
②	ポーテージフォーラム	1 回以上	・参加
③	ポーテージ相談のための基礎講座	1 回以上	・参加

*1 報告する事例がない認定相談員に限り、オブザーバー参加を認める。

*2 認定相談員事例研究会に 2 回以上参加でも可。

例 A. 認定相談員事例研究会で事例報告 + B. 認定相談員事例研究会で事例報告
A. 認定相談員事例研究会で事例報告 + B. 認定相談員事例研究会にオブザーバー参加

13. 認定相談員の申請、更新に関する様式類

様式 1

NPO 法人日本ポーテージ協会
認定相談員資格認定申請書

西暦 年 月 日

特定非営利活動 (NPO) 法人
日本ポーテージ協会
会長 清水 直治様

申請者氏名 (ふりがな)	昭和・平成・西暦	年	月	日
住 所 〒	()			
所属支部 又は勤務先				

初級受講修了証取得	年	月	日	
中級受講修了証取得	年	月	日	
これまでに ポーテージ早期 教育プログラム で指導した ケース数	集団の中で指導 個 別 指 導	件		
		抽出指導	件	
		家庭訪問	件	
		派遣	件	
		電話・通信	件	

職歴・資格などご自由にお書き下さい (現在のポーテージ指導状況等も)

*認定日 年 月 日 *認定番号 番

13. 認定相談員の申請、更新に関する様式類

様式 2-1

日本ポーテージ協会認定相談員審査のための事例

西暦 年 月 日 作成

申請者

*子どもの名前	(男・女)	年	月	生	(CA	;)
*診断名・子どもの特性				*家族			
*発達検査・心理検査等結果 種類		CA	DA(MA)		DQ(IQ)		
*妊娠中		・出生時(分娩の状況など)	・体重				
*生育歴		首のすわり CA	寝返り CA	お座り CA	はいはい CA	一人歩き CA	初語 CA

○医療歴・相談歴・教育歴○

年 月	CA	機 関 名	事 項

○ポーテージプログラムによる指導 使用したプログラムの□にチェックをつけてください。

【使用したプログラム】 ポーテージ早期教育プログラム 新版ポーテージ早期教育プログラム

*指導開始 年 月 (CA ;) *相談頻度 週1回 ・ 月2回 ・ 月1回 ・その他()

*相談場所 家庭訪問・その他() *指導形態 個別 ・ グループ ・ 個別とグループ

*子どもの指導の場 家庭 ・ 園 ・家庭と園

*初回アセスメントの発達状況と指導目標

様式 2-2

○指導経過○

(各領域の行動目標と指導の経過・結果など)

様式 2-3

○その他、子どもの発達状況についての特記事項

○親への援助について

○他機関との連携について

○指導上の問題点と今後の方針

ポーテージプログラム課題分析

氏名	年 月生まれ (CA 歳 月)	相談員
発達領域 番号 チェックリストの行動目標	指導場面	
行動目標（4つの要素を含むこと）		
課題分析（各ステップに番号を1から順につける）		
指導する時に気をつけること		教具・教材
強化手続きとその効果の確認		

ポーテージプログラム活動チャート

子どもの名前

相談員名

記録者

指導日（西暦） 年 月 日

行動目標

領域 No.

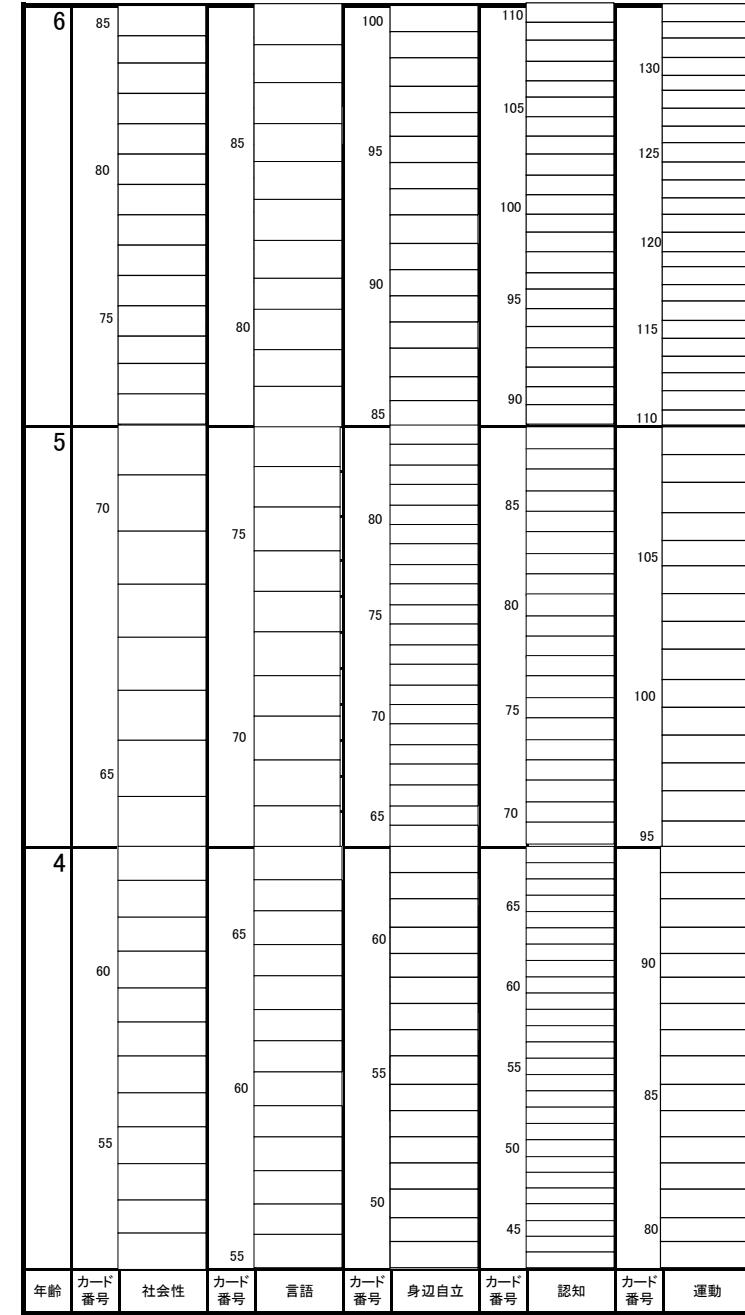
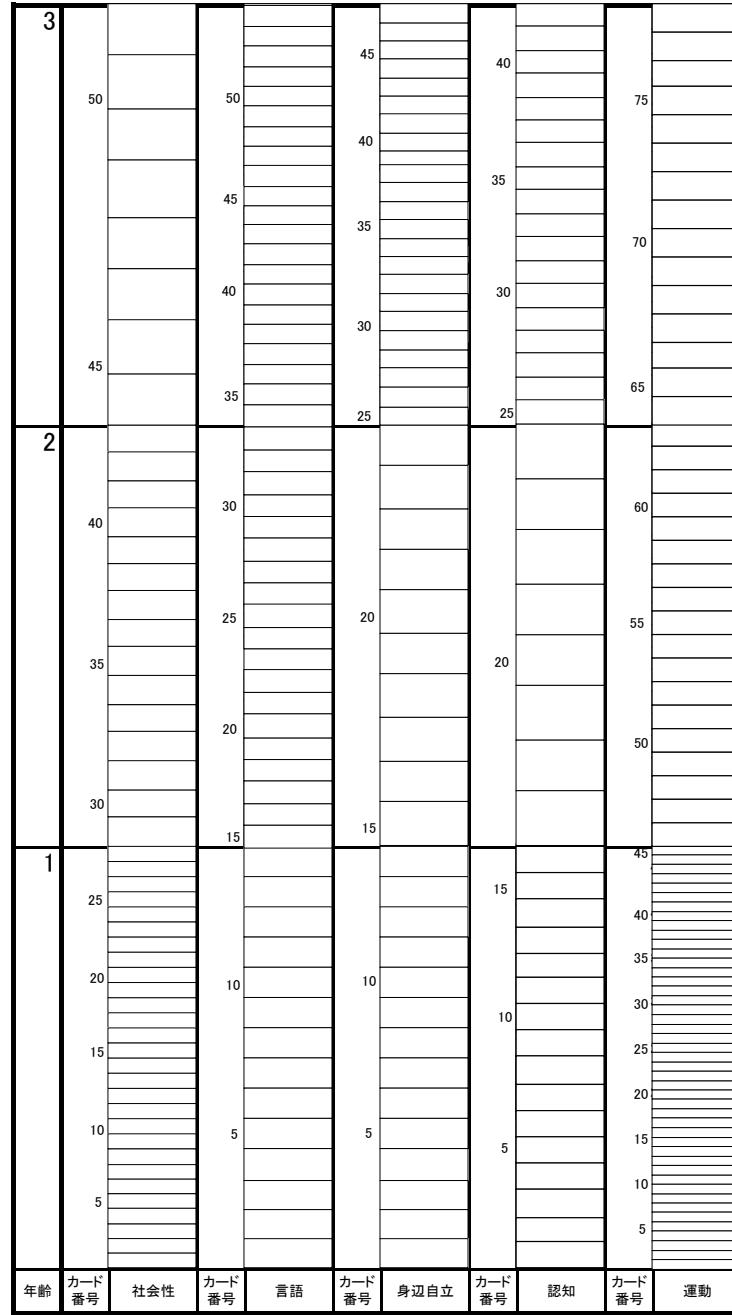
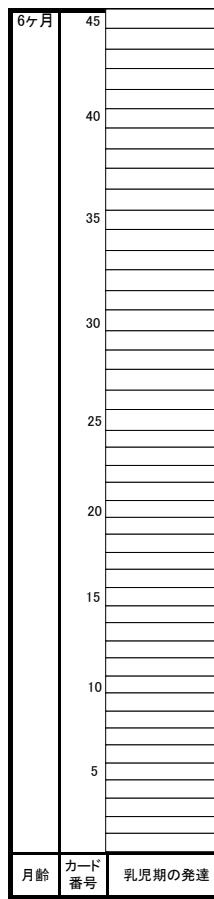
標的行動

記録の方法

指導の方法

ポーテージ早期教育プログラム発達経過表

様式5
(リニューアル版)

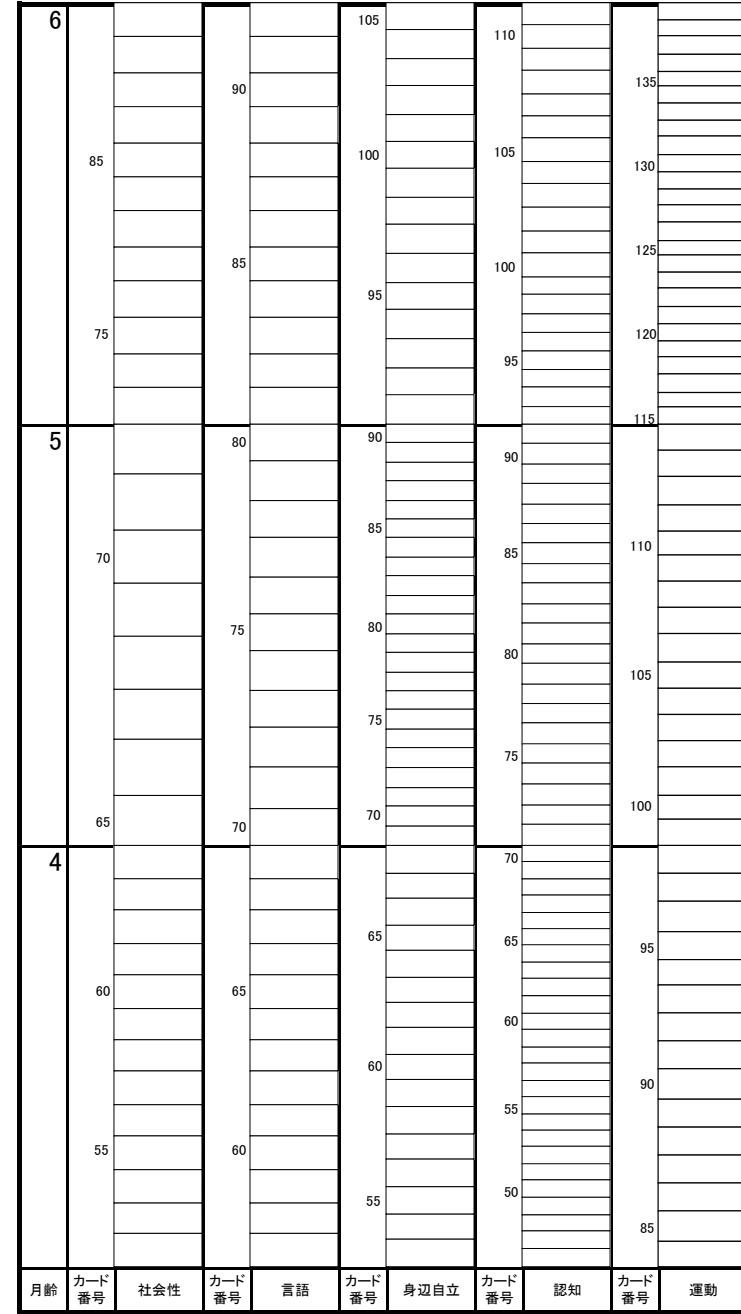
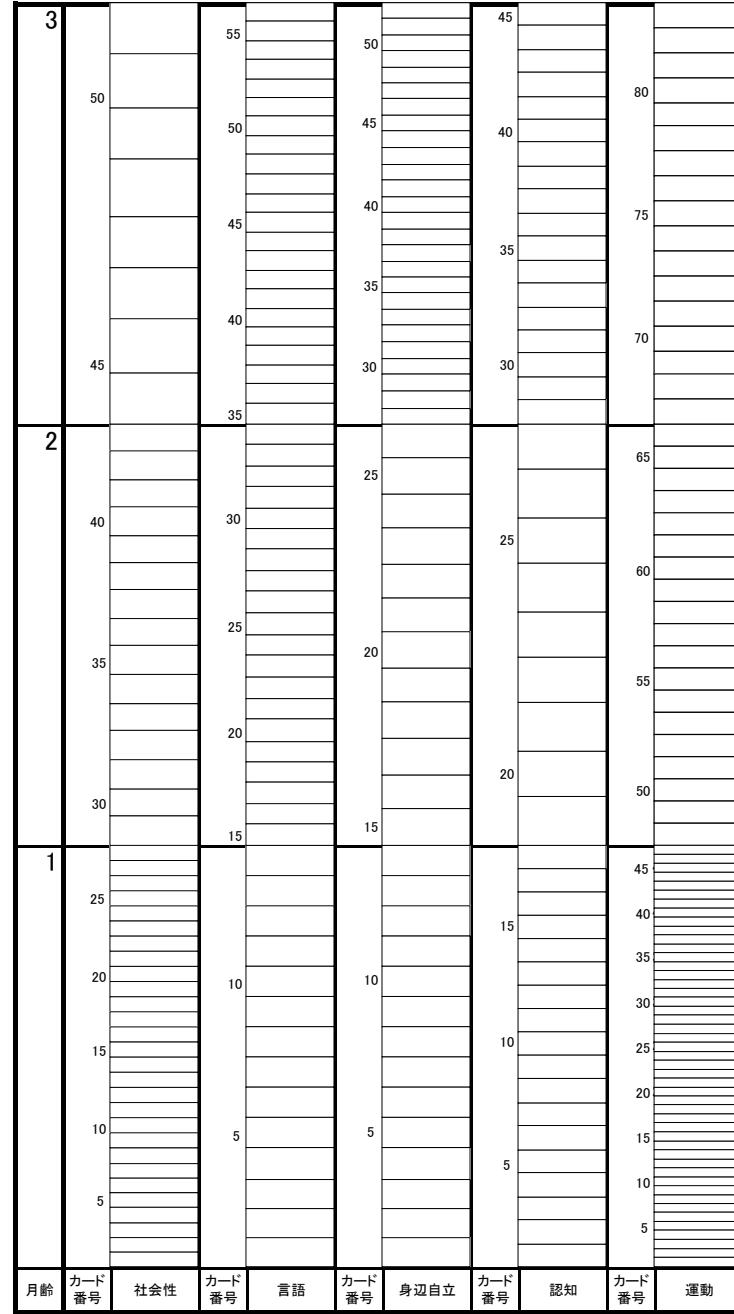


ポートフォリオ早期教育プログラム発達経過表

様式5

氏名		
初回アセスメント		
才 ケ月	年	月
才 ケ月	年	月
才 ケ月	年	月
才 ケ月	年	月
才 ケ月	年	月

4ヶ月	45	
	40	
	35	
	30	
	25	
	20	
	15	
	10	
	5	
0ヶ月		
月齢	カード番号	乳児期の発達



日本ポーテージ協会認定相談員資格更新申請書

西暦 年 月 日

特定非営利活動法人 日本ポーテージ協会

会長 清水直治 殿

認定相談員認定番号 第 号
氏名
住所
所属

日本ポーテージ協会認定相談員の資格を更新致したく、

- ・相談・指導の1事例
- ・レポート (①②いずれかに○をつけてください)
 - ① 認定相談員事例研究会に参加して、そこで協議された事項についてのレポート
 - ② ポーテージプログラムに関する実践や研究的なレポート等

レポートを提出する理由

[]

更新申請までの5年間の活動状況について

1. 相談・指導した子どものおおまかな人数と子どもの特性について：
(例：ダウン症 ○名、自閉症スペクトラム ○名 等)

2. 相談場所・形態について： 該当するものに○をつけてください。

- ・本部
- ・支部
- ・家庭訪問
- ・児童発達支援事業関係
- ・その他 ()

13.認定相談員の申請、更新に関する様式類
様式 6

3. 日本ポーテージ協会の研修への参加：(認定相談員事例研究会、ポーテージフォーラム、ポーテージ相談のための基礎講座等、研修名および 年度、回数等を記入してください。 例：第 42 回認定相談員事例研究会 2020 年 10 月)

研修名	年 月		

4. その他

(1) 上記 3 以外の認定相談員としてのあなたのこれまで 5 年間のポーテージプログラムに関する活動状況についてお書き下さい。(例えば、支部主催の講演会に参加等)

(2) ポーテージ相談の在り方についてご意見、ご要望がありましたらお書き下さい。

(3) 日本ポーテージ協会の活動についてご意見・ご要望がありましたらお書き下さい。

5. ポーテージ活動以外の関連する資格などがありましたらお書きください。

以上

ポーテージ早期教育プログラム認定相談員資格更新用事例資料

西暦 年 月 日

所属

氏名

子どもの名前： (男・女) 生年月： . (CA))

診断名・子どもの特性：

発達検査・心理検査等結果 (実施した場合、検査名・実施年月日とその時のCA・結果(DA(MA), DQ(IQ))等を記入) :

家族構成：

生育歴 妊娠中: 出生時: 分娩の状況など 体重 g

首のすわり CA 寝返り CA お座り CA はいはい CA

一人歩き CA 初語 CA

ポーテージプログラムによる指導 使用したプログラムの□にチェックをつけてください。

【使用したプログラム】 新版ポーテージ早期教育プログラム ポーテージ早期教育プログラム

開始: 年 月 (CA))

相談頻度: 週1回・月2回・月1回・その他() 相談場所: 支部・家庭訪問・その他() □

指導形態: 個別・グループ・個別とグループ 子どもの指導の場: 家庭・園・家庭と園

医療歴・相談歴・教育歴

年月	CA	機関名	事項

指導経過 (初回アセスメントの状況から現在までの時系列に沿ってポーテージプログラムを中心に記述)

現在の状況

	現在の状況	行動目標	指導の留意点
乳児期の発達			
社会性			
言語			
身辺自立			
認知			
運動			

子どもの発達状況についての特記事項

親・家族への支援について

他機関との連携について

指導上の問題点と方針

NPO 法人 日本ポーテージ協会
認定相談員資格更新猶予申請書

NPO 法人 日本ポーテージ協会
会長 清水 直治 殿

私、認定相談員_____は、下記の理由
により、規程に定められた 5 年ごとの資格更新の申請が
できませんので、今後 1 年間の資格更新の猶予を認めて
いただきたく、ここに申請いたします。

理由

西暦 年 月 日

認定相談員 _____ 印

NPO 法人 日本ポーテージ協会
認定相談員資格辞退届出書

NPO 法人 日本ポーテージ協会
会長 清水 直治 殿

私、認定相談員 _____ は、下記の理由
により、_____ 年 _____ 月 _____ 日 を以て、認定相談員
資格を辞退いたします。

理由

西暦 年 月 日

認定相談員 _____ 印

14. ポーテージ相談認定スーパーバイジング制度規程

NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談認定スーパーバイジング制度規程

平成 17 年 11 月 26 日施行

平成 21 年 4 月 11 日改定

平成 23 年 7 月 1 日改定

平成 25 年 4 月 1 日改定

平成 26 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

2020 年 8 月 1 日改定

2021 年 6 月 1 日改定

第1条（目的）

『ポーテージ早期教育プログラム』に関連する知識と技術を正当に継承・普及させるために、NPO 法人日本ポーテージ協会（以下「本協会」という）はポーテージ相談認定スーパーバイザーを置く。なお、『ポーテージ早期教育プログラム』に関連する知識とは、『ポーテージ早期教育プログラム』の理念や指導原理、指導手順及び課題分析や活動チャート、親・家族支援などについての知識をいい、関連する技術とは、指導を進めていく上でのアセスメントの実施や指導目標の選定、課題分析や活動チャートの実施、親や家族に対しての面接に際しての技術をいう。

第2条（ポーテージ相談認定スーパーバイザー）

1. ポーテージ相談認定スーパーバイザーは、次のすべての条件を満たすものとする。
 - (1) 資格申請時に本協会に入会している執行会員であり、認定相談員であること。上記条件を満たさなくなったときはポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格は失効する。
 - (2) 「ポーテージ相談認定スーパーバイザー認定証」を有する者。
 - (3) 指導者としての人格及び識見を兼ね備えていること。
2. ポーテージ相談認定スーパーバイザーは、基礎資格としての認定相談員の資格を有する。ただし、認定相談員の資格の更新は免除される。
3. ポーテージ相談認定スーパーバイザーは、毎年 1 回開催する本協会のポーテージ相談認定スーパーバイザーミーティングに参加すること。

第3条（業務）

1. ポーテージ相談認定スーパーバイザーは、目的にあげた事項を達成するために、研修等によって得られた知識と技術を用いて、発達に遅れや偏り、またはそのおそれのある乳幼児、保護者、ポーテージ相談員に対する指導援助、各地域の支部活動に対する技術的援助、地域社会に対する啓発活動等以下の業務をNPO 法人日本ポーテージ協会倫理綱領に則って行う。
 - (1) 「ポーテージ早期教育プログラム初級研修セミナー」の講師
 - (2) 「ポーテージ早期教育プログラム中級研修セミナー」の講師
 - (3) 「シミュレーション事例で学ぶステップアップセミナー」の講師
 - (4) 「学齢期の子どもの行動支援プログラムセミナー」の講師
 - (5) 「グループ指導カリキュラム研修セミナー」の講師

14. ポーテージ相談認定スーパーバイジング制度規程

- (6) 「認定相談員事例研究会」の講師またはファシリテーター
 - (7) 支部および地域諸機関等主催のポーテージプログラムに関する研修会等の講師
 - (8) 本部及び支部の講師派遣における講師
 - (9) 支部および地域諸機関等主催のケースカンファレンス等の企画・運営及び助言・指導
 - (10) ポーテージ相談員、ポーテージ認定相談員の行うポーテージ相談活動の助言・指導
 - (11) 本協会の団体会員の行うポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動への助言・指導
 - (12) 認定相談員等の資格審査委員会委員
 - (13) 「認定スーパーバイザーと学ぶ学習会」の企画・運営及び助言・指導
 - (14) その他必要とされる業務
2. ポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格を有する者は、認定相談員のポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格申請に際して、推薦者となることができる。

第4条 (資格)

ポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格の取得を希望する者は、別に定める「ポーテージ相談認定スーパーバイザー資格審査規程」に則り、NPO法人日本ポーテージ協会が行う審査委員会による審査に合格し、理事会の承認を得て、「ポーテージ相談認定スーパーバイザー認定証」の交付を受けなければならない。

なお、「ポーテージ相談認定スーパーバイザー認定証」を有する者は、資格認定証が交付された日から5年ごとに、資格更新のための審査を受けなければならない。審査については別に定める。

第5条 (報告)

1. ポーテージ相談認定スーパーバイザーとして業務を行った者は、「ポーテージ相談認定スーパーバイザー活動報告書」(様式1)を用いて、業務修了後2週間以内に会長に報告しなければならない。ただし、広報等により、業務の実施日時、内容等が明らかな場合は報告を省略することができる。

ポーテージ相談認定スーパーバイザーは1年に1回、年度末に1年間の活動報告を「ポーテージ相談認定スーパーバイザ一年間活動報告書」(様式2)を用いて報告することとする。

2. 第3条の1(9)および(13)の業務については、事前に所定の様式で業務の実施日時、内容等を届け、業務修了後2週間以内に会長に報告しなければならない。(様式3、4)

第6条 (契約)

- 1. ポーテージ相談認定スーパーバイザーは本協会と「NPO法人日本ポーテージ協会の行うポーテージ相談スーパーバイジング事業の委嘱に関する契約書」(様式5)2通に署名捺印の上、1通を本人が所持し、もう1通を本協会に提出することにより、契約を締結することができる。
- 2. 契約の有効期限は1年とし、双方に異議がない限り1年毎に更新するものとする。また本協会が不適格と認めた場合、契約を破棄することができる。
- 3. 本協会はスーパーバイザーとしての委嘱状を交付することによって、スーパーバイジングの業務を承認する。

第7条 (報酬)

14. ポーテージ相談認定スーパーバイジング制度規程

1. ポーテージ相談認定スーパーバイザーはその業務に応じた報酬を受け取ることができる。
2. ポーテージ相談認定スーパーバイザーは、本協会と本協会の行うポーテージ相談スーパーバイジング事業の委嘱に関する契約を結ぶことにより、助言、指導を受ける個人・団体からスーパーバイジング料を受け取り、有料でスーパーバイジング業務を行うことができる。スーパーバイジング料金については「NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談スーパーバイジング事業料金一覧」に定める。

第8条 (納入金)

ポーテージ相談認定スーパーバイザーはスーパーバイジング業務により得た報酬のうちの一定額を本協会のポーテージ活動資金として納入するものとする。納入金額については「NPO 法人日本ポーテージ協会ポーテージ相談スーパーバイジング事業料金一覧」で定める。ただし本協会から支払われた報酬はこの限りではない。

以上は、平成 17 年 11 月 26 日から施行する。

- | | | |
|-----|-----------------|--|
| 様式1 | NPO 法人日本ポーテージ協会 | ポーテージ相談認定スーパーバイザー活動報告書 |
| 様式2 | NPO 法人日本ポーテージ協会 | ポーテージ相談認定スーパーバイザ一年間活動報告書 |
| 様式3 | NPO 法人日本ポーテージ協会 | 認定スーパーバイザーと学ぶ学習会開催計画書 |
| 様式4 | NPO 法人日本ポーテージ協会 | 認定スーパーバイザーと学ぶ学習会報告書 |
| 様式5 | NPO 法人日本ポーテージ協会 | NPO 法人日本ポーテージ協会の行うポーテージ相談スーパーバイジング事業の委嘱に関する契約書 |

15. ポーテージ相談認定スーパーバイザーの審査に関する規程

NPO 法人日本ポーテージ協会

ポーテージ相談認定スーパーバイザーの審査に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日改定
平成 26 年 4 月 1 日改定
平成 28 年 4 月 1 日改定
平成 29 年 4 月 1 日改定
2020 年 8 月 1 日改定

第1条（目的）

1. 『ポーテージ早期教育プログラム』及びこのプログラムに関する知識と技術を正確に継承・普及させるために、NPO 法人日本ポーテージ協会に「ポーテージ相談認定スーパーバイザー」を置く。
2. 「ポーテージ相談認定スーパーバイザー」の資格審査は、本規程に則って、資格審査委員会が行う。

第2条（ポーテージ相談認定スーパーバイザー）

1. 第3条、第4条の手続きに従って審査請求を行い、審査委員会による審査を受けて格格であると認められた後、理事会により承認された者に対して、「ポーテージ相談認定スーパーバイザー認定証」を交付し、ポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格を与える。
2. ポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格を取得した者は、ポーテージ活動を円滑に進めるために、認定相談員やその他のポーテージ相談員に対して、スーパーバイズをすることができます。
3. ポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格を取得した者は、ポーテージプログラム（総称）等に関する指導の技術と知識の維持・向上とその普及に努めるとともに、発達に遅れや偏りのあるまたはそのおそれのある乳幼児の早期対応や家族支援に関する多様な知識と技術を広く修得することに努めなければならない。
4. ポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格を取得した者のうち、資格更新を希望する者は、第6条の手続きに従って、資格更新のための審査を受けなければならない。

第3条（審査請求）

1. 以下の条件を満たした者は、ポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格を取得するための審査を請求することができる。
 - (1) NPO 法人日本ポーテージ協会の執行会員であること。
 - (2) ポーテージ相談員として「認定相談員認定証」を交付された日から 5 年以上が経過し、さらに 1 回以上の更新を経た認定相談員でその間にポーテージ活動に関する豊富な相談等の経験があること。
 - (3) ポーテージ相談認定スーパーバイザー資格取得を希望する者のうち、ポーテージ

15. ポーテージ相談認定スーパーバイザーの審査に関する規程

談認定スーパーバイザー1名以上が、認定スーパーバイザーに推薦する理由を明記した「ポーテージ相談認定スーパーバイザー推薦書」(様式4)を認定スーパーバイザー会議に上程し、そこで合議により推薦が決定された者。

(4)その他、必要と認められた条件を満たしていること。

2. 審査請求は、所定の様式に従って行う。

第4条 (資格取得)

1. ポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格を取得するために、審査請求に際して、下記の申請書等を提出し、審査委員会の審査に合格し、理事会で承認されなければならない。
 - (1) ポーテージ相談認定スーパーバイザー資格認定申請書 (様式5)
 - (2) 認定相談員としての活動状況についての2000字程度のレポート
 - (3) その他、必要と認められる書類等
2. ポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格を取得した者は、資格認定料20,000円を、「ポーテージ相談認定スーパーバイザー認定証」が交付された後直ちに、NPO法人日本ポーテージ協会に納めなければならない。

第5条 (審査委員会)

1. ポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格認定を公正に行うために、審査委員会を置く。
2. 審査委員会は、以下の者によって構成される。
 - (1)会長
 - (2)理事若干名
 - (3)その他、必要と認められた者
3. 審査委員会は、審査請求に応じて、会長によって招集され、審査委員の互選によって委員長を選出し、速やかに審査を開始する。
4. 審査委員会は以下の業務を行う。
 - (1)審査請求に応じて、資格認定のための審査の実施
 - (2)資格更新のための審査の実施
 - (3)資格認定及び資格更新に関連するその他の業務の実施
5. 資格認定のための審査は、審査委員全員の合議によって行う。
6. 審査委員会における審査結果等は、理事会の承認を得なければならない。
7. 審査委員会の委員は、2年を任期として、会長の指名を受け、理事会の承認を得なければならない

第6条 (資格更新)

1. ポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格の更新を希望する者は、「ポーテージ相

15. ポーテージ相談認定スーパーバイザーの審査に関する規程

「認定スーパーバイザー認定証」が交付された日から 5 年ごとに、「ポーテージ相談認定スーパーバイザー資格更新申請書」（様式 6）を提出して、審査委員会による審査を受けることとする。このとき審査委員会は認定相談員としての資格も同時に確認する。審査に合格し、理事会の承認を得なければならない。

2. 資格更新が承認された者は、「ポーテージ相談認定スーパーバイザー認定証」が交付されたら、直ちにポーテージ相談認定スーパーバイザーの資格更新料 10,000 円を、日本ポーテージ協会に納めなければならない。

第 7 条（資格認定の取り消し）

1. 審査委員会が、ポーテージ相談認定スーパーバイザーとして不適格だと認めた場合には、理事会の承認を得て資格認定を取り消すことができる。
2. 資格認定が取り消された者については、理由を添えて、『Portage Post』等に掲載するとともに、その旨を本人に書面で通知する。

以上の規程は、平成 23 年 7 月 1 日から実施する。

様式 6 ポーテージ相談認定スーパーバイザー推薦書

様式 7 NPO 法人日本ポーテージ協会

ポーテージ相談認定スーパーバイザー資格認定申請書

様式 8 NPO 法人日本ポーテージ協会

ポーテージ相談認定スーパーバイザー資格更新申請書

16. ポーテージ相談スーパーバイジング料金一覧

NPO 法人日本ポーテージ協会

ポーテージ相談スーパーバイジング事業料金一覧

平成 27 年 4 月 1 日施行
平成 30 年 6 月 16 日改定

NPO 法人日本ポーテージ協会（以下「本協会」という）が行うポーテージ相談スーパーバイジング事業にかかる料金を原則として以下のように定める。

1. ポーテージ相談員への助言・指導および団体が行うポーテージ相談及びポーテージプログラムを使用した発達支援活動への助言・指導

対象	スーパーバイジング料	諸経費
ポーテージ相談員（個人）	①助言・指導を受ける相談員の行うポーテージ相談に同席する場合 1 ケース（1 時間を目標とする）3,000 円	交通費
	②ポーテージ相談に同席せずに助言・指導を行う場合 30 分 2,000 円	
団体会員	③団体に直接赴き、現場で助言・指導をする場合 1 時間 5,000 円	交通費
	④団体に電話やメール等を使って助言・指導する場合 30 分 2,000 円	

①～④に該当しない助言・指導については日本ポーテージ協会にご相談ください。
交通費については『「ポーテージ相談事業」及び「ポーテージ相談スーパーバイジング事業」の交通費について』を参照

2. ポーテージ相談スーパーバイジング事業を行った者は、この業務によって得た報酬の 2 割を本協会のポーテージ活動資金として納入するものとする。ただし、本協会から支払われた報酬については対象外とする。

（例）・ポーテージ相談員の行うポーテージ相談に同席し、その後 15 分程度個別に助言指導を行った場合

スーパーバイジング料 ①3,000 円 + ②1,000 円 = 4,000 円
納入金 800 円

・ポーテージ相談員が作成し、あるいは送付してきた課題分析と活動チャートについての助言指導（面接あるいは電話やメール）に実質 1 時間程度を費やした場合

16. ポーテージ相談スーパーバイジング料金一覧

スーパーバイジング料	②4,000 円
納入金	800 円

- ・児童発達支援事業の中でポーテージプログラムを使用した発達支援活動を行っている団体に赴き、2時間現場での助言・指導を行った場合

スーパーバイジング料	③10,000 円
納入金	2,000 円

- ・ポーテージプログラムを使用した発達支援活動を行っている団体からの質問に答え、助言・指導を電話やメールで行い、実質30分程度を費やした場合

スーパーバイジング料	④2,000 円
納入金	400 円

ポーテージ相談認定スーパーバイザー活動報告書

西暦 年 月 日

NPO法人日本ポーテージ協会
会長 清水直治 様

NPO法人日本ポーテージ協会のポーテージ相談認定スーパーバイザーとして、以下の業務を遂行いたしましたので、ここに報告します。

認定スーパーバイザーナ

(印)

業務名： (例：〇〇研修会での講師 ・ 認定相談員へのスーパーバイズ 等)

業務年月日 時間	年 月 日	時間
業務を行った場所		
業務対象の人数 (例 研修会の参加人数など)		

◆行った業務の内容と成果

ポーテージ相談認定スーパーバイザ一年間活動報告書

西暦 年 月 日

NPO法人日本ポーテージ協会

会長 清水直治 様

NPO法人日本ポーテージ協会のポーテージ相談認定スーパーバイザーとして、_____年度内に
以下の業務を遂行いたしましたので、ここに報告します。

認定スーパーバイザー名

印

*4月1日から3月31日までの業務に関して下記に時系列で記載ください

業務年月日	業務の場所	業務の内容	対象者	備 考
例) 2020年4月20日 2020年7月10日	○○支部相談室 ○市 ○○ホール	認定相談員のスーパーバイズ 研修会 講師	1名 50名	定期的に行なった ○市社会福祉協議会主催

「認定スーパーバイザーと学ぶ学習会」開催計画書

西暦 年 月 日

申請者名	
ご連絡先 メールアドレス (添付ファイルが送受信できるもの)	住所 : TEL : Mail :
テーマ名 (内容を具体的にご記入ください)	
開催日時	
開催場所	
開催形態	<input type="checkbox"/> 対面開催 <input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> その他 具体的に
受講対象者	<input type="checkbox"/> 初級研修セミナー受講者 <input type="checkbox"/> 中級研修セミナー受講者 <input type="checkbox"/> 認定相談員 <input type="checkbox"/> その他 具体的に
受講予定者数	名
費用関係	
申請者以外の認定スーパーバイザーが関わるときは記入下さい	
備考 (日本ポーテージ協会の支援が必要な事項、ご質問その他ありましたらご自由に記入ください)	

年 月 日

「認定スーパーバイザーと学ぶ学習会」実施報告書

テーマ						
開催者						
開催日時	年 月 日 () : ~ :					
開催場所						
参加人数						
配布資料等	配布した資料がありましたら添付してください					
<実施報告> ご自由にお書きください						
事務局使用欄 1		事務局使用欄 2				

NPO 法人日本ポーテージ協会のポーテージ相談スーパーバイジング事業の 委嘱に関する契約書

NPO 法人日本ポーテージ協会（以下、本協会という）は認定スーパーバイザーまたは認定相談員の資格を有し、『ポーテージ早期教育プログラム』用いてポーテージ活動を行う者と、下記のように契約を締結する。

契約を締結した者に、本協会の行うポーテージ相談スーパーバイジング事業の一部を委嘱し、委嘱状を交付する。

第1条：ポーテージ相談認定スーパーバイザーまたは認定相談員

- ・ 認定相談員認定証番号 第_____号 取得の私_____
- ・ 認定スーパーバイザー番号 第_____号 取得の私_____

は本協会の行うポーテージ相談スーパーバイジング事業の一環として本協会が定めた規定に則り『ポーテージ早期教育プログラム』等の適用についての助言・指導を求める個人・団体に対し、助言・指導を行う。

第2条：第1条による『ポーテージ早期教育プログラム』等の適用に関する助言・指導により、助言・指導を受けた個人・団体からスーパーバイジング料を受領することができる。スーパーバイジング料は「NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談スーパーバイジング事業料金一覧」による。

第3条：ポーテージ相談スーパーバイジング事業により得た報酬のうちの一定額を本協会のポーテージ活動資金として納入するものとする。納入金については「NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談スーパーバイジング事業料金一覧」による。ただし本協会により支払われた報酬は対象外とする。

第4条：ポーテージ相談スーパーバイジング事業の委嘱に関する契約の期間は、本協会が委嘱状を交付した日から1年間とする。

第5条：契約は双方に異議がない限り1年毎に自動的に更新するものとする。また本協会が不適格と認めた場合には契約を破棄することができる。

契約相談員として契約が成立した証として、本契約書を2通作成し、当事者が署名捺印のうえ、各1通を所持する。

西暦 年 月 日

ポーテージ相談員

住所

氏名

印

NPO 法人日本ポーテージ協会

会長 清水 直治 印

17. 認定スーパーバイザーの活動、審査、契約に関する様式類

様式 6

ポーテージ相談認定スーパーバイザー推薦書

西暦 年 月 日

日本ポーテージ協会 会長 清水 直治 様

私は、ポーテージ認定相談員 _____ を下記の理由により認定スーパーバイザーに推薦いたします。

〔推薦理由〕

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

NPO 法人日本ポーテージ協会

ポーテージ相談認定スーパーバイザー資格認定申請書

西暦 年 月 日

NPO 法人
日本ポーテージ協会
会長 清水 直治 殿

申請者氏名 (ふりがな)	昭和・平成・西暦	年	月	日	生
住 所 〒					
連絡先 電話 ・ E-Mail など					
所属支部					
勤務先					

認定相談員資格取得年月日	昭和・平成・西暦	年	月	日	
認定相談員番号					
認定相談員としての活動状況について 2000 字程度で自由に記載してください。					

17. 認定スーパーバイザーの活動、審査、契約に関する様式類

--

NPO 法人日本ポーテージ協会
ポーテージ相談認定スーパーバイザー資格更新申請書

西暦 年 月 日

NPO 法人日本ポーテージ協会
会長 清水 直治殿

申請者氏名 (ふりがな)	昭和・平成・西暦	年	月	日
住 所 〒				
連絡先 電話 ・ E-Mail など				
所属支部				
勤務先				

スーパーバイザー資格取得年月日	昭和・平成・西暦	年	月	日
スーパーバイザーフラグ				

<スーパーバイザーとしての活動状況を自由に記載してください>

<スーパーバイザーとしての活動状況を自由に記載してください>

17. 認定スーパーバイザーの活動、審査、契約に関する様式類
様式 8

NPO法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談を行う団体に関する規程

平成28年4月1日施行
2020年8月1日改定

第1条（目的）

NPO法人日本ポーテージ協会（以下、本協会という）は、本協会の団体会員が『ポーテージ早期教育プログラム』等（以下、ポーテージプログラムという）を用いたポーテージ相談及びポーテージプログラムを使用した発達支援活動を行うことを認め、本協会の相談事業の1つとして位置付ける。本協会は団体会員の行うポーテージ相談及びポーテージプログラムを使用した発達支援活動の質の維持・向上を図るために、研修、情報提供、スーパービジョンなどを行う。

第2条（ポーテージ相談を行う団体）

ポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動を行う団体は本協会の目的に賛同した団体会員であることを原則とする。

- 団体会員はポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動を行うことができる。
- 団体会員は、NPO法人日本ポーテージ協会倫理綱領に則って、ポーテージ活動を行わなければならない。
- 団体会員は本協会とポーテージ相談スーパーバイジング契約を結び、団体の行うポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動についてのスーパービジョンを受けることができる
- 団体会員は本協会と契約し、本協会が派遣したポーテージ相談員により、ポーテージ相談を行うことができる。
- 団体会員は相談料を受領してポーテージ相談を行うことができる。受領した相談料の一部を本協会のポーテージ活動資金として納入するものとする。
- 団体会員が団体のホームページや要覧などで「ポーテージ」「ポーテージプログラム」等の名称を使う場合には、本協会の提供する研修やスーパービジョンを利用するなどして、ポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動が適切に行われるよう努めるものとする
- 団体会員は、入会時とその後1年毎にポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動の内容について、団体会員入会・継続申込書（様式1）により、本協会に報告する

第3条（ポーテージ相談員）

団体のポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動を行う者は「NPO法人日本ポーテージ協会 相談事業規程」第4条のポーテージ相談員に準じるものとする。

第4条（ポーテージ相談認定団体）

本協会の団体会員のうち、団体内に1人以上の認定相談員を擁するか、それに替えて第2条3、4によりポーテージ相談及びポーテージプログラムを用いた発達支援活動の適正運用を図

18. ポーテージ相談を行う団体に関する規程

っている団体を本協会のポーテージ相談認定団体として認定する。

- 1、ポーテージ相談認定団体は、団体のホームページや要覧などで「ポーテージ」「ポーテージプログラム」等の名称を使用することができる。
- 2、希望するポーテージ相談認定団体に「ポーテージ相談認定団体証」を発行する。
- 3、ポーテージ相談認定団体は1年毎に更新するものとする。
- 4、ポーテージ相談認定団体が条件を満たさなくなったとき、また本協会が不適格と認めたとき、ポーテージ相談認定団体の認定は取り消される。

以上の規程は、平成28年4月1日から施行する。

申請書様式：

様式1：団体会員入会・継続申込書

年度 NPO法人日本ポーテージ協会（団体会員入会・継続申込書 入会・継続）

西暦 年 月 日

NPO法人 日本ポーテージ協会
会長 清水 直治 様

日本ポーテージ協会の定款、並びに諸規程の遵守事項を了解のうえ、下記により団体会員に入会・継続します。

団体会員名（事業所名をお書きください）

印

（指定都道府県・市）

事業所番号

事業所設置団体種別（例：NPO法人・社会福祉法人・有限会社 等）・設置団体名

設立年月日	年 月 日	構成人員 数	人
-------	-------	-----------	---

代表者氏名	事業所の所在地 〒
-------	--------------

電話番号：	FAX：
-------	------

Email：

ホームページ：

団体のサービス内容：

団体所属のポーテージ相談員名 もしくは委嘱した外部のポーテージ相談員名 相談員の種別について ✓マークをつけてください	* 内=職員 外=委嘱 **認定SV=認定スーパーバイザー
--	-------------------------------

1.	内・ 外*	<input type="checkbox"/> 認定SV* <input type="checkbox"/> 認定相談員 <input type="checkbox"/> 中級セミナー受講修了者 <input type="checkbox"/> 初級セミナー受講修了者
2.	内・外	<input type="checkbox"/> 認定SV <input type="checkbox"/> 認定相談員 <input type="checkbox"/> 中級セミナー受講修了者 <input type="checkbox"/> 初級セミナー受講修了者
3.	内・外	<input type="checkbox"/> 認定SV <input type="checkbox"/> 認定相談員 <input type="checkbox"/> 中級セミナー受講修了者 <input type="checkbox"/> 初級セミナー受講修了者
4.	内・外	<input type="checkbox"/> 認定SV <input type="checkbox"/> 認定相談員 <input type="checkbox"/> 中級セミナー受講修了者 <input type="checkbox"/> 初級セミナー受講修了者
5.	内・外	<input type="checkbox"/> 認定SV <input type="checkbox"/> 認定相談員 <input type="checkbox"/> 中級セミナー受講修了者 <input type="checkbox"/> 初級セミナー受講修了者

行っているポーテージ相談やポーテージプログラムを使用した発達支援活動について具体的にお書きください	
---	--

支部を結成している団体は支部名をお書きください	
-------------------------	--

ポーテージ相談認定団体	<p>ポーテージ相談認定団体証の発行を</p> <p><input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない</p> <p>（以下のいずれかの条件を満たしている場合にのみポーテージ相談認定団体として認められます）該当する箇所に ✓マークをつけてください</p> <p><input type="checkbox"/> 団体内に認定SVまたは認定相談員がいる</p> <p><input type="checkbox"/> 日本ポーテージ協会とスーパーバイズ契約を結び、スーパーバイジョンを受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 日本ポーテージ協会の認定相談員にポーテージ相談を委嘱している</p>
-------------	---

添付資料	<input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> ホームページのコピー <input type="checkbox"/> その他団体の参考となる資料
------	--

日本ポーテージ協会のHPや要覧などに団体会員、ポーテージ相談認定団体としてとして貴団体の名称を使用することの可否について	可 · 否
--	-------